

(目的)

第1条 この条例は、本市における暴力団の排除に関し、基本理念を定め、ならびに市、市民および事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、市、市民および事業者が一体となって暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活の確保および社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条例の内容を要約するとともに、その目的について定めたものです。

【解説】

暴力団は、暴力やこれを背景とした資金獲得活動によって、市民や事業者に多大な脅威を与える反社会的勢力を代表する存在です。

この条は、本条例を制定する目的が、市民・事業者および行政が一体となって暴力団の排除を推進することにより、安全で平穏な市民生活を確保し、地域経済の健全な発展に寄与することであることを定めたものです。

「市」とは、市長その他の市の機関（教育委員会、公営企業管理者および議会など市の全ての機関）をいいます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) **暴力団** 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) **暴力団員** 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) **暴力団の排除** 市民生活および事業活動に対する暴力団の介入を防止し、ならびにこれにより市民生活または事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。

【趣旨】

この条は、本条例における用語の定義について定めたものです。

【解説】

- (1) 第1号の「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定されている「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」をいいます。
- (2) 第2号の「暴力団員」とは、法第2条第6号の規定のとおり、「暴力団の構成員」をいいます。
- (3) 第3号の「暴力団の排除」とは、暴力団員による不当な行為を防止し、ならびにこれによる市民の生活または事業活動に生じた不当な影響を排除することをいい、社会全体で行うあらゆる対策を指します。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民生活および事業活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないことおよび暴力団を利用しないことを基本として、市、市民および事業者、北海道その他の関係機関ならびに関係団体の相互の連携および協力の下に推進されなければならない。

【趣旨】

この条は、市民等が暴力団を排除するため、暴力団が社会に不当な影響を与える存在であることを認識し、関係機関および関係団体と連携協力の下に暴力団排除活動を一丸となって推進していくという基本理念について定めたものです。

【解説】

- (1) 「暴力団が市民生活および社会経済活動に不当な影響を与える存在であること」とは、暴力団が法第2条第2号の規定どおり、その団体の構成員が集团的または常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体であること、市民に対する卑劣な暴力、対立抗争、更には示威活動などにより、市民の安全で平穏な生活や事業者の事業活動を脅かしている存在であること、組織的に行使する暴力またはその威力を利用した活動により社会へ悪い影響を及ぼす存在であることなどをいいます。
- (2) 「暴力団を恐れない」とは、暴力団に対する誤ったイメージによる恐怖から脱却することをいいます。市民等は、暴力団の本質を理解し、必要以上に暴力団を恐れず、ただし警戒を怠らず、「存在を許さない」という気持ちで対決姿勢を持つことが重要です。
- (3) 「暴力団に対して資金を提供しないこと」とは、暴力団を助長するような金品その他財産上の利益の提供をしないことをいいます。財産上の利益とは、金銭・物品のほか有価証券、債務の免除、金銭・物品の貸与、労務の提供など、これを受けた者にとって財産的利益がある一切のものをいいます。

暴力団に資金を提供することは、結果的に暴力団を認め資金獲得の手助けをすることになるため、不当な要求に対する資金を提供しないことは勿論、事業活動に伴う契約を行わないことなどによる一切の資金提供の遮断が必要です。
- (4) 「暴力団を利用しない」とは、法で規定する暴力団の威圧の利用は勿論のこと、暴力団が保有する組織としての威力、人員、金銭その他一切のものを利用しないことをいいます。

また、暴力団の威力の利用とは、自己に有利なように暴力団の威力を活かすことであり、そうした行為が自己のためになされていることを直接または間接に他者に認識させることです。
- (5) 「関係機関」とは、国や道、道警をはじめとする他の行政機関をいい、「関係団体」とは各地区の防犯協会や暴力追放運動推進協議会等の暴力団排除活動を行う団体等をいいます。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を策定し、これを実施するものとする。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、市民および事業者、北海道、北海道警察その他の関係機関ならびに関係団体と密接な連携を図るものとする。

3 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、北海道または北海道警察に対し、当該情報を提供するものとする。

【趣旨】

この条は、市が暴力団排除のために果たすべき役割を明らかにするため、その責務について定めたものです。

【解説】

- (1) 第1項は、市の責務として、基本理念にのっとり、暴力団排除に関する施策を策定し、実施する旨を規定したものです。
- (2) 第2項は、施策の実施にあたり、市民、事業者、道、道警その他の関係機関や団体と連携を図る規定です。
- (3) 第3項は、市の得た情報を道または道警に対し提供することの規定です。

(市民等の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、相互に連携を図りながら、暴力団の排除に自主的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、暴力団を利用することとならないよう、暴力団の排除に自主的に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

3 市民および事業者（以下「市民等」という。）は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市または北海道警察に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

【趣旨】

この条は、暴力団の排除についての市民および事業者の責務について定めたものです。

【解説】

(1) 第1項は、暴力団の排除を実現するためには、警察の取締りを含む機関の努力だけでは不十分であり、市民全体で「社会対暴力団」という構図を確立することが不可欠であることから、市民が相互連携と協力を努めるべきであることを規定したものです。

(2) 第2項は、事業者も市民同様に協力し、特に、資金が暴力団へ流れないようにすべきことを示したものです。

(3) 第3項は、市民および事業者が、暴力団に関する情報を得た場合、市または道警等に情報提供するよう努めるべきであることを規定したものです。

(市の事務等に係る措置)

第6条 市は、その発注する建設工事その他の市の事務または事業（以下この条において「市の事務等」という。）により暴力団を利することとならないよう、暴力団員等（暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この条において同じ。）または暴力団関係事業者（暴力団員等により実質的にその経営を支配されている事業者その他暴力団または暴力団員等と密接な関係を有する事業者をいう。）を市が実施する入札に参加させないこと等の措置を講ずるものとする。

【趣旨】

この条は、市が実施する市の事務または事業により暴力団を利することとならないよう必要な措置を講ずることについて定めたものです。

【解説】

市が実施する全ての事務または事業により暴力団を利することは許されません。

市が発注する建設工事に係る契約のほか、補助金等を交付する事業など市の全ての事務または事業によって、暴力団を助長したり、暴力団の運営に資することのないよう必要な措置を講ずる必要があります。

必要な措置とは、例示として記入している暴力団員等または暴力団関係事業者を入札に参加させないための入札参加除外措置のほか、それぞれの市の事務等ごとに、暴力団の関与の実態や、その性質上、暴力団の利益となる可能性があるか、暴力団の排除の実効性はあるかなどを勘案した上で、契約する相手方に対し暴力団員等または暴力団関係事業者ではないことを確認したり、その契約に関するすべての契約について、暴力団員等または暴力団関係事業者と契約を行わないよう求めることや、契約後にその相手方が暴力団員等または暴力団関係事業者であることが判明した場合の契約解除権の設定をするなど、暴力団を利することにならないために行う措置をいいます。

その他にも、排除の根拠となる条例、規則、要綱等を個別に整備し排除の基準を明確にすることなども該当します。

(公の施設に係る措置)

第7条 市は、その設置する公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。）が暴力団の活動に利用されることのないよう必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

この条は、市の設置する公の施設が暴力団の活動に利用されることのないよう必要な措置を講ずることについて定めたものです。

【解説】

「暴力団の活動」とは、暴力団の勢力誇示や資金獲得活動の一環として行われる襲名披露、組葬等の義理かけ行事や各種興行等であつて、公の施設がこれらの活動に利用されないようにする必要があります。

つまり、暴力団の活動に利用されるか否かが判断基準となることから、暴力団員が個人的に体育館などの施設を利用する場合などは該当しません。

排除に係る具体的な取り組みとしては、申請窓口等での「暴力団の活動に利用できない」ことの周知や暴力団の活動ではない旨の確認、暴力団の活動に利用されると判明した場合は使用の不許可または許可の取消、「暴力団の活動に利用されると認めるときは、公の施設の使用を許可しない」旨を条例、規則、要綱等で規定することなどが考えられます。

《暴力団の活動に利用される例》

- ・暴力団組長の襲名披露パーティ
- ・暴力団幹部等の出所祝い
- ・暴力団主催による歌謡ショー、格闘技等のイベント
- ・暴力団員らによる慰安旅行の宿泊、宴会
- ・暴力団員らによるスポーツ大会等の行事
- ・暴力団主催による暴対法対策、資金源獲得その他公序良俗に反する会議

(意見の聴取)

第8条 市は、前2条の規定による措置を講ずるに当たり必要があると認めるときは、当該措置の対象とすべきものであるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

【趣旨】

この条は、市は、市の事務等に係る措置および公の施設に係る措置を講ずるに当たり、必要があると認めるときは、当該措置の対象とすべきもの（以下、「排除対象者」という。）であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる旨を定めたものです。

【解説】

市の事務等に係る措置および公の施設に係る措置を実施するために必要があると認めるときは、排除対象者に該当するか否かについて、警察署長に意見を聴くことが出来る旨規定したものです。

その実効性を確保するため、函館中央警察署長ならびに函館西警察署長と「暴力団の排除に関する合意書」を締結し、基本となる排除対象者を定義するとともに、意見聴取や支援の要請の手続きについて定め、連携体制の確立を図りました。

(市民等に対する支援)

第9条 市は、市民等が相互に連携を図りながら、暴力団の排除のための活動に自主的に取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

【趣旨】

この条は、市民等が暴力団排除のための活動をする場合において、市が市民等に対して行う支援について定めたものです。

【解説】

市が市民および事業者に対して、暴力団排除に自主的に取り組むことができるよう、相互の連携協力を図りながら、暴力団排除に資する情報の提供その他の必要な支援を行う規定をしたものです。

(広報および啓発)

第10条 市は、市民等の暴力団の排除に関する理解を深めるため、広報および啓発を行うものとする。

【趣旨】

この条は、市民等が暴力団排除の重要性について理解を深めてもらうため、市が広報啓発を行うことについて定めたものです。

【解説】

市民等が暴力団排除活動に対する関心を高め、暴力団員等からの不当な介入による被害等を防止するため、市が広報誌やホームページを活用し、情報の提供等、必要な広報啓発活動を行う規定をしたものです。

(青少年に対する指導等に係る支援)

第11条 市は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、および暴力団員による犯罪の被害を受けないための指導または助言が市民等により適切になされるよう必要な支援を行うものとする。

【解説】

この条は、青少年が将来暴力団に加入しないよう、また暴力団員による犯罪の被害に巻き込まれることがないように、地域、職場等で指導または助言が行われるように、市が市民等に対し、情報提供等の必要な支援を行うことについて定めたものです。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

【解説】

この条例に規定されている事項の他に必要な事項がある場合は、市長が定めることについて規定したものです。

附 則

この条例は、平成26年5月1日から施行する。

【解説】

この条例の施行の日について定めたものです。